

# （仮称）長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（案）骨子に対するパブリックコメントの結果等について

## 〈パブリックコメントの概要〉

- （1）募集期間：令和2年9月14日（月）から10月15日（木）
- （2）閲覧及び意見用紙配布窓口：  
市ホームページ、本庁（環境保全温暖化対策課、行政資料コーナー）、各支所
- （3）意見の提出方法：書面（持参、郵送、FAX）、電子申請及び電子メール

## 〈募集結果〉

意見総数は、全体として13件でした。対応方針は次のとおりです。

対応区分	対応方針	件数
1	条例(案)を修正・追加する。	0
2	条例(案)に盛り込まれており、修正しない。	2
3	条例(案)に反映しないが、今後の取組において検討又は参考とする。	0
4	条例(案)に反映しない。	3
5	その他(状況説明等)	8
合 計		13

- ・地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するため、再生可能エネルギーの有効活用として、太陽光発電設備の更なる導入を推進していく必要がある。
- ・一方で、地すべり防止区域など周辺への影響が懸念される区域での設置やガイドラインの対象外となる事業について、事前説明がなされないことなど、隣接住民の不安視する声も増えてきている状況にある。
- ・このような状況に対応するため、早い段階から事業者と住民が、きめ細かなコミュニケーションを図る機会を設け、事業者が環境に配慮すべき事項を確認し、必要に応じ事業計画を見直す時間を確保することにより、地域環境と調和の図られた事業とする必要がある。

### 現行ガイドラインから条例化への主な変更点

- ① 届出対象の拡大（現行：定格出力50kW以上⇒**定格出力20kW以上**）
- ② 説明会を受ける対象者の範囲を拡大  
（現行：事業区域の隣接住民⇒**事業区域の境界から50メートル以内の住民等**）
- ③ 事前協議制度を新設  
（現行：規定なし⇒**砂防指定地等における事業及び事業区域の面積が3,000㎡を超える事業について事前協議制度を規定**）
- ④ 説明会における説明事項の明確化（現行：説明会等における事業内容の周知⇒**説明事項を具体的に規定**）
- ⑤ 隣接住民等と事業者との協議を新設（現行：規定なし⇒**隣接住民等からの意見に対する協議を規定**）
- ⑥ 勧告及び勧告に従わない際の公表等を新設（現行：規定なし⇒**実効性を担保する措置を規定**）

分野	意見要旨	考え方	対応方針
説明会の開催	<p>大規模なものが議論の対象となりがちだが、住宅地の中に小規模な太陽光発電が設置され住環境が脅かされています。</p> <p>小規模な設置は事前に承認や説明会の開催等が義務付けられていないため、突然設置されてしまうことが多いことから、住宅地においては何らかの事前規制が必要だと思えます。</p>	<p>住宅に近接した小規模な太陽光発電の設置に関して、市民からの相談が増えてきているため、届出対象を50kWから20kW以上とし、小規模な設置も対象としています。小規模な設置に関しても、説明会の実施等、必要な手続きを行っていくことで、突然太陽光発電が設置されるといったケースはなくなります。</p>	2
説明会の開催 隣接住民等との協議	<p>災害が増えている中で、急傾斜地や土砂災害警戒区域のような地域においても太陽光発電が多く見られるようになってきました。地元で意見を聞く機会を設けていただきたいと思えます。</p>	<p>説明会により事業者が隣接住民等へ事業計画の事前周知を図るとともに、隣接住民等との協議の機会を確保していきます。</p> <p>また、土砂災害警戒区域のような災害防止に係る区域においては、事前協議制度を設けることで、計画を見直す時間を確保します。更に改善が必要な場合は、市の意見を事業者に提示しますが、市の意見書への対応を説明会の説明事項とすることで、隣接住民等に配慮した事業計画となるよう促していきたいと考えています。</p>	2

分野	意見要旨	考え方	対応方針
説明会 隣接住民等との協議	<p>説明会や協議において、隣接住民の合意を得ることを義務化することで、住民との調和が図られるのではないのでしょうか。</p>	<p>住民同意や協定書の締結を要件とするについては、裁判所の判例などから難しいと考えています。説明会の実施に加えて、新たに事前協議制度や住民との協議の機会を設けるなど、よりきめ細かな手続により、事業計画に住民の意見が反映されるよう条文化していきます。</p>	4
説明会の開催 隣接住民等との協議	<p>話し合いに時間がかかるなど条例制定により事業のハードルが高くなるのではないかと。</p>	<p>事業計画が事前に十分周知されないまま太陽光発電が設置されることについて、近隣住民の皆様が不安を抱くケースが生じています。そのため、条例に必要な手続を定めることで、事業者側にとっても、その後の事業の安定運営につながりますので、手続には多少の御負担はありますが、御理解をお願いいたします。</p>	5

分野	意見要旨	考え方	対応方針
隣接住民等との協議	協議によって隣接住民の意見が全て対応されて、はじめて事業者と地域の信頼関係が成り立つものだと考えます。	隣接住民の意見に全て対応することを事業者に義務づけることは、極端な私権の制約につながることから、義務化することは難しいと考えていますが、必要な手続を定めることにより、地域とのコミュニケーションを図り、信頼関係を構築することができ、安定した事業運営がなされるものと考えています。	4
その他	景観、反射光、反射熱などについては住民それぞれの感じ方が異なるため、市が基準値を明示すると同時に、基準値内であれば問題ないことを住民に周知すべきではないか。	太陽光発電を設置する環境は個々に異なることから、基準値を設ける予定はありません。なお、国で定めている「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に基づく周辺環境への配慮の遵守を事業者に促していきたいと考えています。	4
その他	事業者としては、立地環境はそれぞれの地域で異なるため、一律ではない方向で検討していただきたい。	設置される場所によって、考慮すべき事項は様々ですので、条例により、地域とのコミュニケーションを図る中で、それぞれの地域の実情に合った形で事業が運営されていくものと考えています。	5

分野	意見要旨	考え方	対応方針
その他	住民感情を無視した、設置前提の条例ではなく、住民本意の条例とすべきである。	住民合意を義務付けることは難しいと考えていますが、よりきめ細かな手続を規定することで、事業計画に住民の意見が反映されるよう事業者に促していきたいと考えています。	5
その他	設置者側と隣接住民側とが最大限理解しあうことは大事だが、話し合いでの解決は難しいと感じます。	条例は、設備設置する際に、隣接住民等の理解を得ながら進めていただくことを目的としており、事業者側にとってもトラブルの回避や事業の安定的な運営につながるものと考えています。	5
その他	説明会・協議を複数回行う費用や植栽等追加工事が必要になる。 太陽光発電の推進も目的であれば、固定資産税の免除等の優遇措置も必要である。	手続には多少の御負担はありますが、御理解をお願いいたします。	

分野	意見要旨	考え方	対応方針
その他	土地が空地化すると、防犯上や激しい雑草等で管理が難しくなるが、太陽光発電は土地を維持しながら収入を得られる方法であり、財産と生活を守るために必要である。	太陽光発電は、雑草の繁茂を防ぐなど空地化対策については、一定の効果はあるものと理解していますが、地域環境と調和の図られた形で設置が進むことが望ましいと考えています。	5
その他	太陽光発電は地球温暖化対策に有効であり、長野県の進める「2050ゼロカーボン」にも貢献でき、また、災害に伴う停電時に役立ち、火力・原子力発電の抑止にもつながると考えます。	本市は、長野県の「2050ゼロカーボン」宣言に賛同しており、再生可能エネルギーの更なる普及拡大を推進する上で、太陽光発電を引き続き推進していきたいと考えています。	5
その他	反射熱は普通、直近でなければ拡散し、近隣住民としても、景観・日照・風通しなど総合的に判断して、住宅・アパート等が建つより太陽光発電の方が良いと思う。	太陽光発電よりも住宅・アパート等が建つ方が良いという考え方については、人によって感じ方が異なるとともに、設置される場所や状況等にもよると考えます。	5

貴重なご意見ありがとうございました。

## 今後のスケジュール

時期	内容
10月23日	答申
11月6日	記者会見
12月	議会への条例（案）の提出
令和3年4月1日	施行予定